

利用料金表（短期入所生活介護） R6. 4. 1～

（単位：円）

		従来型・多床室					従来型・個室					ユニット型・個室				
要介護度		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
施設介護サービス費 （1割負担額）		613円	683円	757円	828円	899円	613円	683円	757円	828円	899円	715円	785円	861円	933円	1003円
加算項目	サービス提供体制加算（Ⅰ）	18円					18円					18円				
	機能訓練体制加算	12円					12円					12円				
	看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）	12円					12円					35円				
	夜勤職員配置加算	13円					13円					18円				
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ （14%）	93円	103円	113円	123円	133円	93円	103円	113円	123円	133円	111円	121円	132円	142円	152円
居住費		1,080円					1,400円					2,700円				
食費		1,880円					1,880円					1,880円				
日常生活費(220)・教育娯楽費(150)		370円					370円					370円				
1日あたり自己負担額目安(合計)		4,091円	4,171円	4,255円	4,336円	4,417円	4,411円	4,491円	4,575円	4,656円	4,737円	5,859円	5,939円	6,026円	6,108円	6,188円

※負担割合が2割・3割の方は、「施設介護サービス費及び加算」について2倍・3倍の金額になります。

※持込電化製品（テレビ・加湿器など）の台数に応じて、居室電気代（30～50円/日）をご負担いただきます。

※テレビをご希望される方は、レンタル料1日100円で貸出あります。

※

送迎をご希望される場合は、別途「送迎費」として片道187円がかかります。

※被爆者健康手帳をお持ちの場合は、居住費と食費、日常生活費と教育娯楽費、居室電気代（必要時）の負担になります。

※食費の内訳は、朝食480円、昼食700円（おやつ込み）、夕食700円となります。

負担を軽減する制度

1. 介護サービス費の軽減（高額介護サービス費）

1 か月の介護サービス費利用者負担額（1 割もしくは 2 割・3 割負担分）が軽減されます。

2. 食費・居住費の軽減（特定入所者介護サービス費）

食費・居住費の 1 日あたりの負担限度額が設定されています。

利用者負担段階に基づく負担額（特定入所者介護サービス費）

（1 日あたり負担限度額）

	対 象 者	居 住 費			食 費
		従来型多床室	従来型個室	ユニット型個室	
1 段階	①市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ②生活保護受給者	—	320円	820円	300円
2 段階	①市民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額と遺族年金・障害年金の合計が80万円以下の方 ②預貯金等の合計 650 万円以下（夫婦の場合 1650 万円以下）	370円	420円	820円	600円
3 段階①	①市民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が年額 80 万超 120 万以下の方 ②預金等の合計 550 万円以下（夫婦の場合 1550 万円以下）	370円	820円	1310円	1,000円
3 段階②	①市民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入額が年額 120 万超 ②預貯金等の合計 500 万円以下（夫婦の場合 1500 万円以下）				1,300円
4 段階	① 上記以外の方（市民税課税世帯の方）	1,880円	1,400円	2,700円	1,880円

これらの負担の軽減制度を適用するには、長崎市へ申請し、認定を受ける必要があります。

ご不明な点や詳細については担当者へお問い合わせください。